放送を巡る諸課題に関する検討会 公共放送の在り方に関する検討分科会(第2回)議事要旨

1. 日時

令和2年5月22日(金)10時00分~12時00分

2. 場所

Web開催

3. 出席者

(1) 構成員

多賀谷分科会長、大谷構成員、小塚構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、新美構成員、 西田構成員、林構成員

(2)総務省

高市総務大臣、寺田総務副大臣、谷脇総務審議官、吉田情報流通行政局長、吉田大臣官房審議官、 湯本情報流通行政局総務課長、豊嶋同局放送政策課長、内藤同局国際放送推進長、堀内同局放送政 策課企画官、香月同局放送政策課企画官、塩崎同局放送技術課長、井幡同局地上放送課長、吉田同 局衛星・地域放送課長、三島同局情報通信作品振興課長

(3) ヒアリング対象者

NHK松坂専務理事、NHK経営委員会森下委員長、一般社団法人日本民間放送連盟永原専務理事、一般社団法人日本新聞協会稲葉幹事

4. 議事要旨

- (1) 関係者へのヒアリング
 - ヒアリング対象者から、ヒアリング項目に基づく説明に続き、質疑が行われた。

(2) ヒアリング及び質疑模様

【NHK松坂専務理事】

業務や受信料、グループ改革についての取組や現状と次期中期経営計画の策定に向けた現時点での基本的な考え方などについて御説明いたします。

NHKは今の経営計画で、放送を太い幹としつつ、インターネットも活用し、多様な伝送路で公共性の高い情報や番組を届けることをお示ししています。最近の新型コロナウイルスの感染拡大に対しても、そうした方針に沿って、3月24日に「行動指針」をまとめ、放送やネットの活用などに取り組んでいます。放送では、「命と暮らしを守る」正確・迅速で多角的な報道、一斉休校措置を踏まえたEテレでのマルチチャンネルによる特別編成措置に力を入れるなど、地上波、衛星波、ラジオも含めて、内外の最新のニュースや番組などを放送しています。また、事業継続の面では、県境を越えた移動が制限される中で、管理部門からの現場支援のほか、グループ分けを実施して、交代で勤務するなどの対応をとっています。

インターネットでは、4月から本格サービスを開始した常時同時・見逃し番組配信サービス「NHKプラス」で、新型コロナウイルス関連の番組を集めたプレイリストを掲載するなど、放送とネットを連動させる取組を行っています。先月末までの利用登録の申請数はおよそ61万件となっています。

また、子供たちが自宅で学びを楽しめるよう、「NHK for School」のインターネットサイトで、特設ページを設けたほか、国際社会の共通の関心である新型コロナウイルスについて、「NHKスペシャル」を英語化して、国際放送やネットでも配信し、日本の状況や取組を伝えました。

また、民放の公式テレビポータル「TVer」にも、新型コロナ関連の番組を配信し、「TVer」の多様性にも寄与できたのではないかと考えております。

3月と4月にNHKがインターネットで実施した調査では、「NHKの対応を評価する」、「どちらかというと評価する」と答えた人は、3月の調査ではおよそ7割、4月の調査では10ポイント増えて、およそ

8割となり、一定の評価を頂いていると受け止めています。同じ調査で、新型コロナウイルスに関する情報の取得先を聞いたところ、NHKと民放テレビが主な情報の取得先と答えた方が多く、テレビが二元体制のもと、情報の基盤としての役割を果たしていることがうかがえます。

各メディアの評価については、NHKテレビが、「最新の情報が得られる」、「信頼できる」、民放テレビは、「情報が分かりやすい」、「幅広い情報が得られる」、新聞が、「情報が信頼できる」、「詳しい情報が得られる」などの項目で評価が高く、様々な情報があふれる中で、放送や新聞といったメディアがそれぞれの強みを生かして、必要な情報を提供できていると言えるのではないかと思います。

どのような番組や情報を期待するか、NHKの編成に対する期待を聞いたところ、3月に比べて4月には最新情報やニュースを増やしてほしいという回答が8ポイント程度、上昇した一方で、「楽しくリラックスできる番組、家族で一緒に楽しめる番組」を増やしてほしいという回答も、7ポイント前後上昇しました。報道だけでなく、娯楽やエンターテインメントにも高い要望があることが分かります。テレワークによる新作ドラマや、閉館している美術館を体感できる番組を制作しております。

引き続き公共放送、公共メディアとしてやるべきこと、求められていることに取り組んでいきたいと考えていますが、今後の経営環境を考えると、事業運営を支える財政基盤について危機感も持っております。短期的には、コロナウイルスの感染拡大に伴う営業活動への影響があります。また、来年度に最も大きな影響がある受信料の値下げに加えまして、今後、人口の減少に伴って、世帯数の減少や、テレビ保有率の低下が進むことが予測されています。受信料収入が、これまでのように右肩上がりで増加することは考えられず、今後、減収に転じると見ています

次の中期経営計画の策定にあたっては、この点を踏まえ、限りある経営資源を最大限に生かし、持続可能な業務体制を構築することが不可欠です。これまでの中期経営計画においても、期間中に重点的に取り組む事項と収支計画を明らかにし、それに沿う形で毎年度の予算事業計画を作成してきましたが、今回はこれまで以上に、今後の経営環境を踏まえて、事業内容や収支の見通しをつくり、事業運営に当たる考えです。

業務、受信料、ガバナンスのいわゆる三位一体の改革に関しては、去年12月にNHKの考え方をお示しし、業務については2021年度以降について事業規模の見直しを加速させることや、衛星波など保有するメディアの在り方について検討することをお示ししています。

次期中期経営計画の策定にあたっては、既存業務の見直しを加速させながら、重点投資が必要なものに 投資するなど、メリハリのある経営を行うことが必要だと認識しています。

次期経営計画のキーコンセプトは、「NHKらしさの追求」とすることを検討しており、何を重点にどのような分野に取り組むのがNHKらしさなのか、提供する放送やサービスの役務の公共性を踏まえながら、重点的に取り組む施策の方向性をお示ししたいと考えています。

具体的な検討は進めている最中ですが、例えば、現在は波ごとに予算規模を考える、チャンネル別の編成が主になっておりますが、今後はどのジャンルを重点にし、どれぐらいのコンテンツを制作するかという、いわゆる「ジャンル管理」を進めることで、NHKならではのコンテンツやサービスに経営資源の集中を図ることができないかを検討しています。そうした際には、各波をどう位置づけるかも重要です。衛星波などの在り方について、一定の方向性を示すことを考えております。

一方で、事業を継続していくための投資として、老朽化が進んだ各地の放送会館、50年経っているものが全国で22あり、これらの建て替えや新しい放送センターの設備を整備する費用など、必要な投資については行っていく考えです。

去年12月の諸課題検討会で御説明しました衛星波の在り方に関する考え方を改めてお示しします。4 K8K放送の普及状況や整理・削減に対する視聴者・国民の皆様の意向等を十分に把握した上で、衛星波の整理・削減に向けた案を策定することとしています。現在、視聴者の意向把握調査の準備を進めております。具体案の策定に向けては、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期や、新型コロナウイルスの感染拡大などが、普及にどう影響するかも踏まえる必要があると考えています。

今後の経営環境を考えると、これまで以上に、筋肉質な組織に変わっていくことが必要で、業務改革を 一層推進する必要があり、今月11日に会長直属の特命プロジェクトを新たに発足させました。このプロ ジェクトでは、において長年積み重なってきた課題等を洗い出し、事業の効率化や支出の削減につながる 施策を示した上で、必要なものは次期経営計画、予算事業計画に反映させることを目指すもので、急ピッ チに検討を進めております。

続きまして、受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制について説明いたします。特に営業経費の何に どのようなお金がかかっているかについてお話します。

受信料の支払率と受信契約数の推移です。職員の不祥事が発生した2004年以降、支払率は減少しましたが、その後、公平負担の徹底に向けた営業改革の推進により、堅調に向上し、2018年度末で支払

率82%となりました。支払率の向上には、受信契約数を増やすことが必要ですが、そのためには、解約などによる減少を上回る新規契約などの取次が必要となります。この取次は、毎年300万件以上が必要です。資料は2018年度で、この年は契約が大きく増えた年ですが、解約などにより290万件が減少しましたけれども、353万件の新たな契約や住所変更による増加があり、差引き63万件の契約増加となりました。契約数を増やすには、減少数を上回る取次が必要となります。

また、支払率の向上には、契約を増加させる活動に加えて、未収者からの収納も必要となります。新規契約や住所変更を取り次ぐためには、一定の手続が必要です。NHKでは、視聴者の居住に関する情報を持ち得ていないため、契約収納活動は、契約対象を探すための点検・把握活動からスタートし、受信契約のない家屋を把握いたします。面接ができた場合には、受信機の設置を確認した上で、契約の締結をお願いしています。

しかし、こうした巡回型の訪問活動には、多くの問題があります。まず、点検・把握活動において、1 軒1軒訪問して、契約のない家屋を把握しなければならず、年間で延べ1億4,000万回もの訪問活動を 行っています。面接活動においては、オートロックマンションの増加や生活時間帯の深夜化等により、な かなか面接することができないという課題があります。年間の全訪問に対する面接数の割合は16%にと どまっています。受信機の設置確認も、基本的に視聴者の申告に基づくほかなく、確実な設置把握は困難 だという課題があります。そして面接し、受信機の設置が確認できても、見ていないなどを理由として、 契約締結に応じていただけない場合があり、全訪問数に対する取次の割合は、2%です。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、NHKは現在全国で訪問活動を停止していますが、今後訪問活動を再開した際には、視聴者の方々の意識の変化から、より訪問の困難性が高まるのではないかと考えております。

こうした訪問活動や営業経費の関係について御説明いたします。請求・収納、管理に係る費用は固定的な費用であり、払い込み用紙の郵送費や口座振替手数料など請求・収納に係る経費や事務情報の処理、システムの運用経費などです。これが348億円となっています。

一方で未契約者・未収者対応等に係る費用は、受信料の公平負担を維持・徹底するために必要な経費で、営業経費の55%、425億円です。法人委託などの訪問要員への手数料の割合が大きく、この経費をいかに圧縮できるかが課題です。NHKでは訪問によらない活動を推進し、経費の抑制に努めています。インターネット窓口での受付の充実のほか、ガス・電力事業者等の公益企業などと連携することで、それらの企業への届出の機会に併せて、NHKへの届出をしていただく仕組みなどを構築しております。

こうした取組を推進したことにより、2018年度の訪問によらない取次の割合は、2008年度と比べて、12ポイント上昇し、訪問による取次と同じ50%まで、訪問によらない取次が向上しています。

しかし、住所変更については、70%近くを訪問によらない取次でカバーできてきた一方で、新規契約については、その割合は約40%にとどまっています。残りの59%に当たる132万件の新しい契約は、依然として訪問による取次であり、訪問活動の抜本的な削減というのは難しい状況です。

支払率が高く、営業経費率が低い海外の公共放送においては、訪問活動における困難性に対応する制度整備がなされています。公共放送自らが郵便局の住所情報などの居住に関する情報が活用できる仕組みや、受信機を設置していない方がその旨を届け出る未設置申告制度などが整備されています。こうした制度整備により、1軒1軒訪問する活動は原則不要となり、その結果、営業経費を低く抑えることが可能な状況になっています。

こうした海外の公共放送の制度も踏まえ、さらなる公平負担の徹底と営業経費の抑制を図るため、適切な制度整備の在り方につきまして、3年前に会長の諮問機関であるNHK受信料制度等検討委員会に諮問し答申を受けました。答申では検討された4つの制度のうち、「居住情報の利活用制度」と「受信設備の設置状況の確認制度」について、妥当性があるとされております。このうち、「居住情報の利活用制度」については、これが整備された場合は、NHKは訪問ではなく、居住情報に基づき、郵送により契約案内することが可能となります。

また、視聴者・国民にとっても、突然の訪問を受けることなく、郵送により簡便に手続が行えるという 利点があります。居住情報の利活用制度などについては、法改正事項となりますが、視聴者・国民にとっ てもメリットがあります。新型コロナウイルスの感染拡大で、訪問の困難性が今まで以上に大きくなると 考える中、今後、大幅に訪問活動を削減し、営業経費を抑制していくための選択肢は必要ではないかと考 えており、研究を進めているところです。

受信契約に関する視聴者対応について御説明します。受信契約に関する問い合わせや御意見等は、主に NHKのコールセンターである、ふれあいセンターに寄せられます。このうち受信契約に関する苦情等が あった場合は、担当職員または法人事業者の管理者から直接視聴者対応を行っています。また、苦情を起こした訪問員や法人事業者に対しては、担当職員が指導を行うとともに、苦情の内容を分析し、事例をも

とにした講習会を開催するなど、改善につなげています。併せて、2019年からは各放送局の担当職員 が最寄りの消費生活センター等を訪問して意見交換等を行い、相談内容の把握と視聴者対応の改善に努め ているところです。

続きまして、NHKグループ経営について御説明します。NHKグループ経営改革の方向性は、グループ全体で公共メディアとしての存在価値を最大化する施策を策定し、視聴者に説明していくというものです。そのためには、規律や統制がグループとして重要です。

2015年に技術系子会社の不正が発覚したことを受けて、経営委員会による内部統制関係議決が改正され、グループ経営改革の方針を立て、コンプライアンスに関する規定の整備、子会社の取引の透明化などに取り組んできました。去年、放送法が改正され、子会社の内部統制に関する体制整備が盛り込まれたのを受けて、引き続き、改革を強化していきます。

NHKの関連団体の目的は、NHKの業務の効率的推進、ソフト資産やノウハウの社会還元、副次収入によるNHK財政への寄与です。28ページには、関連24団体の役割を図で示しております。

それぞれの子会社や団体がNHKの業務を支援して、効率的な事業の推進や、放送以外でも視聴者と接点を持つ展開事業を行っています。今回の放送法改正で、経営委員会による内部統制関係議決の改正を受けて執行部も今年1月に関連団体運営基準を修正しました。内部統制強化の例として、「関連団体事業活動審査委員会」という外部からの意見などをもとに、関連団体の事業活動の適正性を審査する委員会の体制を強化するとともに、子会社管理施策についての助言を監査委員会にも報告します。

情報提供の拡充です。これまでも公表していた文書に加え、新たに取締役等に対する報酬の支給の基準、懲戒処分に関する公表の基準などを公表しました。こうした情報は、NHKのホームページに分かりやすく整理して掲載しております。

グループ経営の課題と考えている3つのポイントを御説明します。

1つ目は、経営統合も視野に入れた業務の見直しについてです。子会社などの役割、業務内容などについては、既存業務を見直すとともに、団体間での重複業務の整理や合理的な在り方について、引き続き検討します。関連団体の再編・整理、統合については、この2年で、技術分野と制作分野で、統合・再編を行ってきました。1998年度に65あった関連団体は、現在24となっています。今後も、統合効果などを見極めた上で対応していきます。

2つ目の課題は、業務委託の効率性と透明性の向上です。放送法で、NHKによる業務委託は効率的に行われ、業務の円滑な遂行に支障が生じないようにする基準を定めて行うとされております。番組制作につきましては、1本ごとに内容や制作手法が異なるほか、番組の質の確保などの理由から、価格による競争入札にはなじまず、関連団体への委託が大半です。一方で、外部のプロダクションから企画提案を募る「企画競争」方式も採用しており、昨年度からは、定型化が進んだ定時番組でも、企画競争を導入するなど、今後も拡大を図っていきます。

関連団体からの番組以外の一般的な取引においては、競争契約を基本として、拡大していきます。制作系関連団体には、外部プロダクションへの窓口という役割もあります。関連団体のプロデューサーが外部の会社のディレクターと番組を作って、ノウハウを共有したり、民間の優れた演出力を取り入れたりしています。

効率的な業務の推進には、経済性も重要です。発注時の査定に加えまして、決算後の収支実績を確認する「見える化」という取組を5年前から進めております。NHKとの取引による収支とNHK以外の取引による収支を分けて計上し、NHKが発注する業務では、利益率3%程度を1つの目安としています。受信料を有効に活用するために随意契約をより効率的に行うことを推進するとともに、競争的な契約を確実に増やしていきたいと考えております。

3つめの課題は、利益剰余金の適切な管理、還元です。経営委員会による内部統制関係議決で適切な管理が示されたことを受けまして、今年1月、関連団体運営基準に子会社の配当について、事前協議や配当性向の原則、特例的な配当の実施などを記載しました。こうした管理や配当を巡りましては、ここ数年、配当ができる原資の額を、配当可能原資として把握、管理しております。事業継続に必要な固定資産や運転資金、その他投資に充てる目的積立金などを除いたものを配当可能原資として、特例的な配当を行うことで、NHKへ計画的に還元してきました。2015年度には168億円であった配当可能原資は、2019年度の配当実施後には、101億円となっております。

ただ、今回の新型コロナウイルス感染拡大で、子会社の中にも、事業に影響が出ているところがあります。NHKは子会社への融資や債務保証はできません。配当可能原資の算出に当たっては、運転資金なども厳しく見積もってきましたが、経営環境の悪化に対応できる財政基盤強化の必要性も勘案しながら、適切な管理・配当を行っていきたいと考えております。

最後に、次期中期経営計画の策定に向けた今後の対応について、簡単に御説明いたします。

次期計画については、改正放送法で、経営委員会による意見募集の実施が義務づけられました。そのため、広く意見を伺うための案を今年の夏ごろには取りまとめて、意見募集にかけることが必要で、検討作業を急いでおります。

その際には、新型コロナウイルス感染症の影響も勘案し、その時点での収支の考え方もお示ししたいと 考えております。

【NHK森下経営委員長】

最初に、一層の効率化・合理化を進めるための取組について御説明いたします。

経営委員会は、執行部に対して、受信料の公平負担の徹底、受信料支払い率の向上への取組を要望するとともに、令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画を議決した1月の経営委員会におきまして、NHKは視聴者・国民の受信料から成り立っていることを深く自覚し、コスト意識を持って、効率的で無駄のない業務執行を申し入れるなど、節目ごとに、効率的・合理的な事業運営を求めておりまして、執行部は鋭意努力をしていただいていると認識しております。

平成30年11月の経営委員会におきましては、平成29年12月の最高裁判決や営業努力により、現経営計画の収支計画を大きく上回る収入が確保できる見通しとなっていること、様々な経費削減を盛り込んでいること、社会情勢の変化を考慮した長期的な見通しも踏まえていることなどを確認した結果、執行部が提案した受信料の値下げは妥当なものであると判断をいたしまして、受信料の値下げを実施するため、現経営計画の修正を議決いたしました。これは当時、繰越金が一定規模に達しており、また受信料収入の増加が見込まれていたことなどから、値下げを実施した場合には、事業収支差金は数年間、赤字になる見通しであり、繰越金がさらに減少する計画であることを承知した上で、思い切って値下げの方針を判断し、視聴者へ還元することとしたものであります。

令和元年の改正放送法により、経営委員会は一層重い責任を課せられたことを踏まえまして、令和3年度からの中期経営計画について、2月から、集中討議として、経営課題に関する意見交換等を行ってまいりました。引き続き、視聴者・国民の皆様にNHKの事業や受信料制度について御理解を頂き、必要とされるNHKであるように、公共放送、公共メディアの役割を確認し、真剣に議論を重ねてまいります。

そのためにも、次期経営計画において、事業、受信料、ガバナンスの3つの観点から、事業規模、事業 支出を適正な水準に抑えて管理する具体的な考え方が盛り込まれるよう、確認していきたいと考えており ます。

執行部からの提案については、それぞれの経営委員が有する経験や知識等からしっかりと内容を審議してまいります。その内容もふまえ、令和3年度以降の収支予算及び事業計画を策定していきたいと考えております。

次に2点目ですが、経営委員会の基本的姿勢、中期的な事業構造の見直しなど、三位一体改革の具体化への取組について御説明をいたします。令和元年の改正放送法により、中期経営計画について、経営委員会の議決事項と明確に定められましたが、これまでも何か月にもわたり、経営委員会で審議、検討した上で、協会の経営に関する基本方針として議決してまいりました。プロセスとして、執行部からの提案について、要望や意見を投げかけることや、経営委員だけでの議論等によりまして、真剣に深く検討してきております。

さらに、中期経営計画の議決後には、毎年度の収支予算、事業計画を審議、議決するとともに、四半期 業務、視聴者対応、契約・収納活動等の報告を受けまして、執行部による計画の進捗や事業活動の状況等 について確認しております。

次に、3点目ですが、中期経営計画等について意見募集の結果をどのように検討に生かし、また国民・ 視聴者に検討の結果をどのように示していくことを考えているのか、透明性の確保に向けた取組、今後の 事務局の体制・規模について御説明いたします。

視聴者・国民の皆様より寄せられた意見につきましては、事務局で整理した上で、委員会において審議する予定でありますが、執行部とも情報共有しながら、十分に考慮してまいります。意見募集の結果の公表につきましては、議決した事項の題名、議決した日、提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由をホームページで公表する予定であります。ただし、提出意見につきましては、整理または要約したものに代えることがあり得ます。

放送法により、経営委員会は、事務局に関する体制を整備することとなっております。経営委員会で議決した内部統制関係議決では、事務局は経営委員会の指揮命令に従うこと、会長は、所属職員の人事異動、評価について、経営委員会の事前同意を得ることなどを定めております。事務局員はNHKの職員がほとんどでございますが、この規定に基づき、独立性を保ちつつ、必要により外部の知見も活用して業務に当たっております。改正放送法により、経営委員会について、議決事項の追加や意見募集の実施が定め

られたことなどを踏まえまして、事務局の職員を増員いたしました。今後、ITの活用など、一層効率的な業務遂行を検討してまいります。

次に、4点目でありますが、監査委員会について、事務局の体制・規模や事務局の執行部からの独立性 について御説明をいたします。

監査委員会は、放送法に基づき、役員の職務の執行を監査するという権限を行使する機関として設置されております。監査委員会が独立性を確保すること及び補助する立場である事務局に必要な体制を整備することは重要だと認識しております。

昨年12月に改正放送法に基づき議決した改正内部統制関係議決では、監査委員会事務局について、監査委員会の職務執行を補佐するのに必要な専門的知識及び能力を有する職員が適切な員数で配置されること及び必要な専門的知識を有する外部の専門家を活用することができることなどを定めております。

また執行部からの独立性に関しましては、改正内部統制関係議決において、会長は、監査委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、監査委員会の事前同意を得るというこれまでの議決に加えまして、法改正を受けて、監査委員会事務局の所属職員は、監査委員会又は監査委員より指揮命令された業務に関して、会長、副会長及び理事の指揮命令を受けないという文言を新たに加え、さらなる独立性を担保しております。

最後の項目でありますが、その他、三位一体改革や受信料制度について一言申し上げます。

NHKには、業務、受信料、ガバナンスの3つの改革が強く求められております。令和3年度からの中期経営計画の策定に当たっては、NHKの果たす役割をもう一度見つめ直し、スピード感をもって改革に取り組む必要があります。経営委員会では、次期経営計画について、2月から集中討議として、経営課題に関する意見交換等を行ってまいりました。引き続き、執行部から説明を受けつつ、真剣に議論を重ねてまいります。

視聴者・国民の皆様にNHKの事業や受信料制度について御理解を頂き、必要とされるNHKであるよう、公共放送、公共メディアの役割を確認し、将来像を自ら描き、国民的な議論につなげられるよう、誠心誠意取り組まなくてはなりません。経営委員会としては、経営の最高意思決定機関として、執行部とともに議論し、真摯に取り組む所存でございます。

「NHK経営計画 2015-2017年度」を議決した平成27年1月の経営委員会において、「放送と通信の融合時代にふさわしい受信料制度のあり方を早急に検討し、国民的議論を行うこと」を求めるとともに、現経営計画を議決した平成30年1月の経営委員会見解において、「放送と通信の融合時代にふさわしい受信料制度の研究を続けるべきだと考える」と述べるなど、執行部に対して、新たな受信料制度の研究を求めてきております。経営委員会としても、経営の最高意思決定機関として、今後とも真摯に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

【寺田総務副大臣】

1点目は、NHKプラスについてです。はがきによる最終確認に時間をかなり要しております。実は私自身もNHKプラスの申し込みをさせていただいておりましたが、1か月ほどたっても、まだはがきが来ないため、問い合わせたところ、私の議員事務所は「事業所」扱いになっているから、NHKプラスの登録対象外であるという御説明でございました。本来であれば、個人の視聴のみでございますが、多くの方々が、同じ理由で登録ができない状況にあることも事実であります。61万件の申請があるということでしたが、最終登録者は何名でしょうか。また、はがきによるやり取りや個人使用であっても、自宅以外の場で視聴する場合が、全て事務所扱いとなっている点についての改善についてお伺いをいたします。

2点目は、経費の点でございます。変動経費の425億円の縮減を図るとのご説明であり、ぜひともやっていただきたいと思いますが、その土台である固定経費の348億円についても、節減努力を行うべきであると思っております。経費率は、営業経費でもって、適正な計上かを判断すべきと考えます。経費率についても御教示ください。

【NHK松坂専務理事】

NHKプラスについて、まず、4月末現在で61万件のお申し込みがあり、登録完了まで進んだものはおよそ46万件です。一般のインターネットサービスに比べますと、登録手続が非常に複雑で、受信契約者本人であることの確認は、はがきにより確認させていただいており、時間がかかっていることは誠に申し訳なく思っております。

今回のサービスを始めるに当たりましては、事業所は対象から除外しておりますけれども、こうした御 意見を受けながら、改善に取り組んでいきたいと思います。 また、受信料については、営業経費率は10.8%であり、45ページに、営業経費率の推移を書いております。固定的な費用のうち、収納関係の口座振替の手数料などの管理の費用が125億円ございます。契約が増えると、口座管理にかける費用が増えるというようなものです。また、システム運用ですとか、情報処理費が92億円ございます。システムでは、膨大な個人情報も管理しておりますので、一定の費用がかかりますが、NHKではいろいろなシステムを導入していますけれども、システムの導入や運用にかなり経費が掛かっているという実情があるので、さらに経費を精査して、システム導入・運用をすることが必要ではないかと考えております。

この他の残りの費用については、減価償却費や職員の人件費が129億円であり、営業関係に関わる職員がより少数でできるようになれば、少なくなっていくということで、固定的費用も、何をすれば見直せるかということは非常に重要だと考えております。

【林構成員】

1点目は、スライド19頁のところで、訪問による営業経費に年間約344億円を要しているとのことですが、人海戦術で受信契約の有無を確認して回るにはどうしてもこれくらいの額がかかってしまうということでしたが、それにしても、経費としては無視できない巨額だと言わざるを得ないと思います。また昨今のコロナ禍のため、そもそも三密を避けるため、訪問自体ができない事態に陥っており、これまでの「訪問」による受信料の公平負担の取り組みが、今後、アフターコロナ時代の「新しい生活」様式に、そもそも適合的なのかという点について、協会でも検証が必要だと思います。その意味で、スライドの22頁・23頁にございました、「居住情報の利活用制度」や「受信設備の設置状況の確認制度」の制度整備は確かに有効だと思われますが、これらの制度の導入には仰せのように法改正が必要ではございますが、いずれにしても協会としては、営業経費の抜本的削減には、これらの制度の導入が不可欠だと考えている、という理解で良いでしょうか。その際、「居住情報の利活用制度」は、本来の目的で収集した情報がNHKの受信料収納のために活用される可能性があるということですので、国民の中には不安や反発もあると想定されますが、どのように国民の理解を得ていくのか、協会としてのお考えをお聞きしたいと思います。

2点目はスライド 28 頁以下の関連団体の活動についてですが、事前にいただいた御回答書の 43 頁にある「関連団体事業活動審査委員会」についてお聞きしたいと存じます。総務省が昨年 9 月に公表した「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」では、「外部有識者を招いてNHK内部に設置されている「関連団体事業活動審査委員会」においては、子会社等の業務範囲の適正性について定期的な調査を実施するとともに、子会社等の事業運営・事業活動の適正性のみならず、執行部による子会社等の管理・監督も含め、広く適正性を審査することが適当である」としておりまして、「関連団体事業活動審査委員会が監査委員会に審査結果を直接報告することを可能とするなど、既存の機関を活用することが考えられる」としていますが、このガイドラインにそって、審査委員会の活性化と、加えて監査委員会との有機的連携が重要だと思われますが、現状、委員会の活動状況とその活用方策についてお聞きしたいと思います。

次に経営委員会へのご質問でございますが、さきほどの執行部への質問と関係するのですが、監査委員会の役割について、一点お聞きしたい点がございます。NHKでは子会社を含む外部との取引が適正に行われているかの評価を自ら取りまとめ、経営委員会に報告していますが、随意契約を含む個々の契約締結の妥当性とその内容の適正性については経営委員会が検証するまでには至っていないと承知しています。NHK内部の入札契約委員会が行っているのと同様に、関連団体との随意契約等について監査委員に抽出せしめて、その内容の適正性について点検することは行われてよいように思われますが、どう思われますでしょうか。ただ、番組制作に係る契約については、それを経営委員会が検証することは、確かに編集の自主性を損なうおそれがあるかもしれませんが、それ以外の一般の物品役務や設備等の個々の発注契約について、契約内容の適正性の観点から、少なくとも監査委員が検証することが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

【NHK松崎理事】

営業担当しております松崎と申します。現在、新型コロナの影響で、訪問活動を全国で停止しております。今後も、緊急事態宣言解除後、直ちに訪問活動ができるとは考えておらず、受信契約をご案内する資材の投函によって、視聴者の皆様に御契約を頂くことからスタートしたいと考えているところでございます。一方で、4月5月の1期に訪問活動を停止していることの影響は甚大で、契約数が前年に比べると、5月末の時点で、20万程度減になっており、大変な収入減につながるという現実的な問題はございます。いきなり訪問活動をやめると、受信契約数がどんどん減っていくという事態に陥るリスクがあるということでございます。

一方で、こういった訪問活動ができないということが、非常に改革の好機であるとも考えておりまして、訪問、面接によらないで、視聴者の皆様の信頼を維持しながら、どういう形で営業活動を進めていくかという改革を、2期以降、しっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

【NHK松坂専務理事】

訪問によらない活動によって営業活動を推進していくために、必要なことは何かを受信料制度等検討委員会にも諮問して、答申を頂きました。その答申の中でも、居住情報につきましては、個人情報の保護の観点から、照会できる情報の内容を限定するとともに、利活用の目的及び照会先も限定し、情報の安全管理措置を十分に講じた上で、必要な範囲に限り、情報を照会できる制度でないといけないという御指摘も頂いております。こうした点を踏まえて、個人情報になりますので、対応を考えていく必要があるのではないかと思っています。

「関連団体事業活動審査委員会」については、外部有識者とNHKの役職員で構成されております。関連団体の活動に関する外部からの意見を受け付けて、事業活動が適正かどうかの審査などを行ってきました。これまで意見が寄せられたことはほとんどないことも踏まえまして、今回からこの体制を強化いたしまして、有識者を増やし、外部からの意見についても受け止め、結果を監査委員会にも報告するほかに、関連団体の事業活動の適正性の審査に加えて、NHKの執行部が、子会社の事業活動の適正性を確保する取組について、それが適切に行われているのかどうかについても審査して、これを監査委員会に報告ということです。この審査委員会をより有効的に活用して、監査委員会にも報告しながら、関連団体の活動を審査すると同時に、外部からの意見も効果的に受け付けるという位置づけになったと考えており、この委員会を実のあるものにしていきたいと考えていてます。

【NHK森下経営委員長】

関連団体事業活動審査委員会での関係と同じように、入札契約委員会がございます。まず前提として、 放送法第43条では、監査委員会は、役員の職務の執行を監査するということになっております。

先ほどの審査委員会と同様に、入札契約委員会で関連団体を含めた契約手続、随意契約の事由について 点検をして、協会に助言することを目的に、外部有識者による第三者機関として、入札契約委員会が定め られております。委員会が年に数回開かれて、今回の放送法改正に伴って、協会から、監査委員会が報告 を受けることになっております。

監査委員会としては、入札契約委員会の結果は、外部の有識者の意見とそれを受けた対応につきまして、執行部から報告を受けた上で、監査委員会として、役員の職務の執行の適正性について監査するとともに、執行部に対して必要な助言を行う。

その上で、監査委員会から、子会社の管理状況も含めまして、経営委員会に報告をしていただくという 体制を取っているということでございます。

【大谷構成員】

中期経営計画の策定の方針の中に、「NHKらしさの追求」や、業務改革で筋肉質の組織にするといったことが述べられていらっしゃるところです。その適正な業務規模かどうかを、自らで検証するための経営指標はどういったものを置かれているのか。これまで御用意されていた14の経営指標には、一見、含まれていないように思いますが、どういった形で中期経営計画に盛り込まれていくのか教えてください。

増加傾向にある国内放送費の扱いですが、どのような項目で増えているのかを検証するために、ある程度、内訳を分析するような考え方を盛り込むことはできないのかといったところが、1点目の質問です。

2つ目は、放送法改正との関わりについて、放送法の努力義務として、他の事業者との協力に関する規 定が盛り込まれているところです。受け身ではなく、計画的に進めていかれることが必要だと思います が、その観点での計画というのは、どういった形で進められるのかを教えていただければと思います。

3点目は、新型コロナ対応について、NHK様の対応を評価する方が8割に上昇しているということ、 私も拝見していて、実感しているところです。ただ、こういった声とともに、公共メディアとしては、そ の情報が十分に必要なところに届いているのか、情報格差を防止するための情報格差を防止するための取 組の有効性について、どのように検証する、検証していかれるのか教えてください。

【NHK松坂専務理事】

まず、事業規模は予算事業計画に収れんされます。経営委員会の議決を得て、内閣を通じて国会に提出され、衆参両院の承認を受けることになっており、その過程で様々な御意見や御指摘を頂くことで、事業規模の適正性なども含めて、一定の成果を頂いているものと理解しております。

公共放送の場合は効率性・生産性を数値化することが難しく、NHKが受信料に見合う価値を提供できているのかという視点で、Value for Money、VFMという指標を設けております。

NHK総体として、受信料に見合う価値を提供できているかということを視聴者の方にも聞いて、算出しており、1以上の数値の確保を目標しておりまして、現在達成しております。

国内放送費の増加について。国内放送費は、ここ数年増加しております。毎年度の予算や決算の公表時に項目ごとの内訳や増減を説明資料等でお示ししておりますので、それをまとめたものも必要であれば、御用意したいと思います。最近10年間において、スーパーハイビジョン放送開始に伴います4K8Kの番組制作が100億円規模に増えました。そのほか、放送取材の強化で50億円規模、サイバーセキュリティーの対策を強化する必要があり、40億円規模あり、80億円規模がシステムにかかる費用になっています。そのほかに、スポーツ関係の放送権料のほうも増えております。増えている費用の抑制に向け、効率的な調達・査定の方法を模索する必要があるのではないかと考えております。

一般的なことを言えば、技術面の協力など、様々な放送現場での協力は行っております。NHKプラスで得られた結果や知見はできる限り民放の方々にも御説明して、共有したいと思っております。

3番目に、公共メディア、公共放送として、情報が届いているのかという御指摘ございました。テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、情報が届いているのかは、定期的な調査と通じて視聴者の方々の受け止めを検証しながら、改善するところは改善していく必要があると考えております。

【小塚構成員】

NHK自体の業務の在り方についても、子会社、グループ会社の在り方についても、現在のNHKを取り巻く諸条件の中で、どのような位置づけであるか、適正であると考えられるかを不断に見直していくということが重要であると思います。今回の次期中期経営計画の策定に向けて、そのような検討を行っておられるかお伺いしたいと思います。特に今日頂きました資料の13ページの、会長直属の特命プロジェクトには「長年積み重なってきた課題を洗い出し」とあるのですけれども、この中には、業務範囲、さらに言えば、子会社、グループ会社についての在り方の見直しもしておられるのかどうか。

【NHK松坂専務理事】

特命プロジェクトでは、縦の部局を越えて、予算編成の在り方で改善する点はないのか。技術、設備整備なども、従来型の設備の在り方でいいのか。子会社についても、本体と子会社の業務が今のような形でいいのか。本体に戻し、番組を作るべきなのか。長年思っていたが、改革が進まないものについて、急ぎ洗い出し、できるものからやっていくよう指示されております。グループ改革についても出てくると思いますし、会長がグループ経営改革統括、私が補佐という位置づけですので、連携を取りながらやっていきたいと思っております。

【西田構成員】

決算の推移を見ると、調査研究費について、伸びていないか横ばいと思います。調査研究費が横ばいになっている、あるいは、伸びていないということは、将来に十分投資していないとも言えるような気もします。この調査研究費の内容や水準がどのように規定されるのかということと、その比率等を含めて、民放等と比較できるのかどうかをお伺いしたいと思います。

もう1点、受信料の徴収方法について。ネットサービスなど活用しながら積極的に加入したくなるインセンティブを設けるやり方もあるのではないか。構想や既存の取組があれば、教えていただければと思います。

【NHK松坂専務理事】

調査研究費の今年度予算は89億円であり、昨年度は予算ベースで92億円でしたので、少し減っております。内訳としては、大きく2つありまして、1つは、世論調査や国民生活時間調査などが中心。それが大体14億円。技術関係が本年度は75億円です。技術関係につきましては、近年はスーパーハイビジョンの関係の研究に費用をかけてきましたが、山を越えたということで、少し小さくなっております。

現在は「人にやさしい放送サービス」に力を入れております。自動字幕をつける装置について、民放などからも関心を寄せられておりまして、成果を共有していきたいと考えております。

他の事業者さんの研究開発費の水準というものと単純には比べられませんが、例えば、売上高に対する調査研究費の比率が、NTTさんでは1.78%、NHKでは1.96%ということで、ソニーさんは5%であり、一定の水準は、調査研究にかけていると考えています。

【NHK松崎理事】

インセンティブは非常にやりたいとは考えていますが、1年間に350万の取次一律となると、莫大な営業経費がかかります。一方で、現在お支払いを頂いているお客様が全国に4,000万いらっしゃり、何かサービスをしたいのですが、営業経費を削減してきた経緯がございます。

最高裁判決を踏まえた契約の勧めが、大きくなり過ぎることがないように、公共放送の在り方や、インターネット、デジタルの世界を活用したインセンティブの在り方というものを、訪問によらない、先ほど申し上げました改革と併せて、実現をして、視聴者の皆様にしっかりと御理解を頂いて、契約を頂くという仕組みを検討してまいりたいと考えております。

【長田構成員】

受信契約に関する視聴者対応についてお伺いをしたいと思います。資料では、苦情の内容は分析しており、その内容の多くは、訪問員のマナーや説明不足だと考えているに見えます。何かNHK起因の課題はないと考えているのか、また、研修や講習会の成果がどのように上がっているのかを教えていただければ。

国民生活センターや消費生活センター等との意見交換は、2019年度からとのことですが、それまでは消費者相談としての意見交換はしていなかったのでしょうか。

【NHK松崎理事】

訪問員の態度や対応のクレームが非常に多いと御指摘を受けましたので、まずは訪問員へのクレームをしっかりと把握し、なくしていこうという取組をいたしました。訪問態度や深夜の訪問、強引な契約といった、こちら側で改めることによって直せるものは直していきたいと考えております。それ以外のご意見も当然あり、例えば、テレビがないのに、なぜ払わなければならないのか、ワンセグでも払わなければならないのか、といった受信料制度に対して御理解を頂けないことによるクレームも当然発生しております。

NHKとしては、特にできることとして、訪問員に起因する問題を減らす取組をいたしまして、前年に 比べると、約8,000件のクレームを、昨年1年間で削減をさせていただきました。

国民生活センターとの意見交換については、もともと東京本部で実施しておりましたが、有効性を感じ、都道府県の範囲でも、2019年度からスタートしました。

【新美構成員】

まず第1点でございますが、業務においてNHKらしさというものが非常に前面に出てきており、大事な点だと思います。新型コロナの関係で、NHKの出す情報に求めるのは信頼性、詳細性、安心安全ということが、6ページで示されております。確かに信頼したいし、詳細に教えてほしいし、安心安全な情報が欲しいのですが、これを担保するために、どこまで裏づけをしているのかということをお伺いしたいと思います。報道の元データをチェックしているのか、どうか。その点、非常に疑問に思っており、本当に信頼に足りる情報提供をしているのかを疑問に思い、どこまで裏づけをしているのか。特に専門家が数字を出す場合には、学会でも非常に議論のある数字が出てくるわけですので、その辺をきちんとチェックしているかどうかということが1つ、これは質問です。

第2点は、資料の13ページの特命プロジェクトはいつまでに、結論ないしは方針が出るのか、その辺をお伺いしたいと思います。それが第2点です。

第3点ですが、相変わらず、受信契約はずっと世帯を契約単位とすることとなっております。世帯を単位として契約の相手方とするのは、少なくとも法律家としては、非常に疑問に思うわけであります。なぜ世帯なのか、個人個人ではいけないのか、できない事情があるのか、その点について伺いたいと思います。ワンセグのような議論も相当程度、解消されるかと思いますので、今後も世帯という概念を考えて、契約の相手方と捉えていくのか、どうか。

【NHK松坂専務理事】

まず、裏付けについて。新型コロナウイルスについては分からないことも多い中で、報道に当たってきました。その都度、報道現場では、取決めて報道していると思うのですが、一方で、コロナウイルスについては分からない点も多く、医学的見地からの見解が様々あります。分からないことは分からないと伝えることや、ほかの見方も伝えることが重要ではないかと思っています。先日、「NHKスペシャル」で、AIを使って、世界中の論文を解析するという放送をしました。最新技術も使って、世界中の知見から、より信頼できるものを選んで、視聴者の方に提示していくということが必要ではないかと思っております。

特命プロジェクトは、5月中に課題を洗い出すというスケジュールです。すぐに着手できるもの、中期的に取り組む必要があるものに分け、可能なものは、次期の中期経営計画や各年度の予算事業計画に盛り込むスケジュールとなっております。

契約の単位について、依然としてテレビが視聴端末の主流であり、テレビを家族や世帯で見ている方が、個人で見ている方よりもまだ多いという調査結果もございます。これらに基づいて、契約の単位を世帯としており、世界の公共放送も単位は世帯です。有識者の方々からも、視聴の在り方も考えて、個人で見るという方が増えている中で、研究も必要ではないかという御意見も頂いております。受信料制度等検討委員会に1度諮問いたしましたけれども、引き続き考えていくべき課題と思っております。

【NHK森下経営委員長】

平成30年1月の経営委員会の見解の中で、「放送と通信の融合時代にふさわしい受信料制度の研究を続けるべき」と伝えています。確かにインターネットの時代は、個人単位になりますので、従来の世帯との整合性を取ることは大きな課題です。ただ、現状では、あくまでもインターネットの同時配信は補完的サービスで、世帯という形で進めているために、インターネットサービスについて整理するべきという問題意識は、経営委員会として持っておりまして、執行部に対しては勉強してほしいということを伝えているところでございます。

【関口構成員】

資料2-3-1の32ページ目のグループ経営改革の課題について、随意契約等への一定の歯止めとして、効率性と透明性の向上のために、NHK取引の営業利益率3%程度にとどめるという御説明でした。NHK以外の取引についての利益率の見える化は、どこまで実施されているかについてお伺いしたいと思います。

このNHK取引と、NHK以外の取引の間では、共通経費については配賦が行われて、各セグメントに直下できるものと配賦によるものと双方あり、営業経費が成り立っているわけで、両側の利益率を示さないと、やや公平に欠けるかというところを感じます。このことは、資料の2-3-2の43ページにも、NHK以外から業務を担うことによって、副次収入等で、NHKの財政に還元する価値があるという指摘もございますので、NHK以外からの業務についての利益率の推移等についても、やはり関係が認められるのではないかと感じました。

【NHK松坂専務理事】

関連団体の取引は、NHKとそれ以外のNHKグループ外との取引に分けております。概数で申し上げますと、2018年度の決算では、子会社全部の売り上げ2,656億円のうち、NHKとの取引が1,800億円、NHKグループ外との取引が664億円です。各利益率について、NHKとの取引は、3%を目安にしており、NHK以外については、2018年度で5.8%です。NHK外の取引については、一部採算が合わないものもございましたので、NHK外との業務について選択と集中をして、不採算事業を見直したことによって、利益率が少し上がったということです。グループ内とグループ外の取引の実態は非常に重要ですので、引き続きやっていきたいと思っております。ちなみに副次収入によるNHK財政への寄与ですと、2018年度で58億円、関連団体のほうから入っております。

【関口構成員】

この共通経費の配賦に用いられるコスト・ドライバーの適正性の検証というのは非常に重要なことだと 思います。今後とも取り組んでいくというお話を頂戴いたしましたので、ぜひよろしくお願いいたしま す。

【内藤国際放送推進室長】

事務局でございます。宍戸構成員のコメントについて代読させていただきます。

今回のNHKのご説明は、中長期の受信料収入の傾向を示され、また、ジャンル管理の検討をされているなど、率直に現在の認識と取り組みを示されたものと思います。

よりよく国民の知る権利に貢献し公共放送の役割を達成しているよう、各種指標を設定しそれを活かすことで、経営及び編成・制作を効率的に運用していただくよう、また、それが経営委員会のチェックや、視聴者・国民へのわかりやすい説明につながるよう、ご検討をいただければと思います。

【NHK松坂専務理事】

今、言及がありましたジャンル別編成は、どうしても波ごとに予算を付けて、番組を並べるというやり方をしていた面もありました。何がNHKに求められているのか、報道、ニュースに加えて、良質な娯楽も求められております。こうしたことを見極めながら、どのジャンルに、どの程度の投資をしていくのかというようなことを考えていく、しっかり考えていきたいと思っております。

【永原専務理事】

NHKの場合、受信料を財源とする特殊法人ですから、NHKは、もちろん、総務省において、国民・ 視聴者の声に真摯に耳を傾けながら、あるべき姿の議論・検討がなされるべきであると考えております。

現在、更地の状態で意見を求められても、お答えしにくい事情があるということは、ぜひとも御理解頂きたいと思います。

最初に、地上波、衛星、ラジオ、インターネットなど、様々なメディアに対する近年の視聴者のニーズについてです。各メディアの営業収入について御紹介いたします。地上テレビの営業収入はピーク時の2006年度と比べますと、約10%減少しております。衛星放送は、2017年度以降横ばいが続き、頭打ちの状態であります。新たにスタートした4K放送も収入に寄与する段階ではございません。ラジオは、AMラジオと短波の営業収入はピーク時の4割、FMラジオは6割まで減少しましたが、ここ最近は横ばいで、下げ止まった感があります。

ただ、いずれも2019年度の見込みの数字で、新型コロナウイルス感染流行に伴う経済活動の落ち込みが反映されておりませんので、さらに下振れすることは避けられません。

一方、民放事業者のネット配信などの収入については、TVerや各社それぞれが行っている無料動画サービスでの広告収入は、この1年で約1.5倍、150億円と成長を続けております。ただ、これも規模で見ますと、1兆8,000億円以上ある地上波・地上テレビ広告費のわずか0.8%程度にすぎません。

具体的なイメージを持っていただきやすいように、あるキー局の2018年度決算の数字で説明しますと、地上波の放送収入が約2,500億円、BS社の放送収入が約150億円、地上波と比べますと、約16分の1でございます。これは、北海道のローカル局とほぼ同じぐらいの収入となります。

そして、ネット配信での収入は約20億円、地上波の100分の1以下でございます。

民放事業者はなぜネットで同時配信を行わないのかとの御意見を頂きます。成長分野であることは十分 承知していますが、収入が2桁も違うという現実がある中で、やはりコストに見合うニーズがあるかどう か見極めたいということが、多くの会員社の声だろうと思います。

次に、NHKのインターネット活用業務に関する他の放送事業者との協力の努力義務に関し、期待することでございます。民放事業者としても、インターネットの活用がこれからの成長分野であることは十分に承知しております。そうした中、4月から本格運用されているNHKプラスに対する具体的なデータは、民放事業者がネット展開を検討する上で、非常に貴重なデータとなりますので、ぜひとも詳細なデータを提供頂ければ、ありがたいと考えております。

ー例を申し上げますと、運用体制や費用、利用者の利用状況に関するデータ、権利処理に係るコストや権利処理の関係で配信できない、いわゆる蓋かぶせの状況、あるいは通信ネットワークへの負荷など、NHKプラスを運用して得られた様々なデータを共有いただけると、大いに参考になります。

また、昨今、民放事業者にとって、若い世代の方々へのリーチをどう伸ばすかということが大きな課題となっております。世代別の視聴データの御提供を頂ければ大変ありがたく思います。

次に、民放の立場から、NHKに実施を期待する業務についてです。

1つは、放送技術・放送サービスに関する先導的な技術・知見について、一層の共有をお願いしたいということでございます。例えば、NHK放送技研では、AIを活用した自動手話や自動字幕生成などの技術開発が行われております。特にローカル局は、経営資源が限られる中、最新の技術を用いて、日々の業務を効率化、高度化することは大きな課題であり、研究成果が共有頂けると大変ありがたく思います。

また、新4K8K衛星放送が2018年12月からスタートしております。普及のスピードを上げていくためにも、NHKにはぜひ先導的な役割を担っていただきたいと考えております。

次に、NHK及びグループの業務のうち、事業の経営上、問題となるようなものはあるかについてです。

会員各社の意見を包括的にまとめたことはございませんので、定量的にお答えすることは難しいのですが、よく耳にする事例を6ページに記載しました。

このお尋ねは、いわゆる民業圧迫に関することだと思いますので、あえて付言しますと、NHKは特殊法人である以上、そのビジネスモデルの違いから、民間企業が収入とコストを図りながら、市場競争を繰り広げているジャンルに安易に進出すれば、それは常に民業圧迫するリスクをはらみます。

政府出資が残されているどころか、NHKは特殊法人です。子会社にしても、人も金もNHK本体と完全に切り離された状態ならともかく、実態はそうではありません。かつて、内部の会議で、ある会員社から、そもそもなぜNHKの子会社が自治体のコンペで民間企業と競合するのか、入札に出て、ローカル局と争うこと自体がおかしいのではないかと、問題提起されたこともございました。

民間ではビジネスになりにくい、例えば、国際放送の分野などに、NHKやその子会社が進出されることまで否定はしませんが、民間企業がまさに収支を気にしながら取り組んでいる分野の場合は、特殊法人であるNHKやその子会社の安易な進出は、民間との適正な競争が担保されないリスクを常にはらむという視点をぜひとも意識していただくようお願いいたします。

次に、受信料に関しまして、受信料の水準及び体系その他受信料制度全般について、どのように考えているかとのお尋ねでございますが、NHKさんから、あるいは有識者の皆様から、ある程度具体的なお考えが示された段階で、私どもも内部でしっかり議論を行った上でお答えしたいと思いますが、民放連の場合、一昨年10月にNHK常時同時配信の実施に関する考え方として、8項目の要望をまとめております。その中の「受信料体系・水準等の受信料のあり方の見直し」という項目だけ御説明したいと思います。

これまでは、民放事業者にとって、同業他者との視聴率競争だけだったのが、現在ではインターネット上の動画配信サービスとの間で、視聴者の時間を、自分たちのサービスにいかに振り向けてもらえるかということを強く意識せざるを得ない、そのような環境の変化が顕著になってきています。加えて、動画配信サービスは、テレビの大画面でも視聴されるようになってきています。

ネットフリックスの場合、契約当初はスマホでの視聴が多いが、時間がたつにつれて、テレビの視聴が増え、特に日本はアジアの中で最もテレビスクリーンで視聴されている国だそうです。テレビのHDMI端子に挿すだけで、様々な動画配信サービスをテレビの大画面で楽しむことができるデバイスも広く流通しております。

動画配信サービスはスマホで視聴し、テレビ番組はテレビ画面で視聴するというようなすみ分けが可能なら、放送サービスへの影響は限定的なもので済みますが、現実には、単に視聴時間を奪われるだけでなく、物理的にテレビ画面を奪われており、この傾向は一層強まることが予想されます。そのような視聴環境の大きな変化の中で、NHKの受信料の水準が適正であるかを考える必要があると思います。

9ページはNHKの受信料と主な動画配信サービスの月額料金を比較したものです。多くのサービスが月額1,000円前後となっております。一方で、NHKの受信料は、地上契約と衛星契約を合わせますと、月額2,230円ということになります。インターネットの世界では、無料が当たり前で、有料の低額サービス、サブスクリプションの場合であっても、多種多様なコンテンツを利用できて、それでも月額で1,000円前後という状況です。若い世代ほど、こうしたインターネットの世界になれ親しんでおりますので、今の受信料の水準ですと、テレビは要らない、スマホで十分という生活スタイルを選択する要因の1つになっているのではないだろうかと懸念するところでございます。

10ページは、テレビの普及率の推移を世代別に表にしてお示ししました。特に赤字でお示ししたように世帯主が29歳以下の世帯のテレビ普及率は低下が顕著となっております。

国税庁のデータによりますと、20歳から24歳の平均年収は262万円、25歳から29歳の平均年収は361万円という水準だそうです。そこから所得税や住民税、住居費、光熱費、さらにスマホの携帯料金といった生活に不可欠な支出が差し引かれるわけです。しかも、若い人は親元から独立して、アパートや賃貸マンションで暮らしているケースが、ほとんどだと思います。どこも今は三波共用アンテナでしょうから、テレビを買えば、衛星波含めた月額2,230円の受信料を払ってくださいと言われてしまうわけです。そうしますと、テレビでなくても、ネット動画で十分満足という理由も多いかとは思いますが、受信料が高いという理由で、テレビは要らない、スマホで十分と考える若い人も少なくないのではないかと危惧しているところでございます。

それは結果として、民放各局の視聴機会も同時に無くなることですので、受信料の水準については、やはり私どもは非常に意識せざるを得ない点でございます。

最後に、NHKの中期経営計画の策定に向けてです。一昨年の10月、私どもが重要と考える事項を具体的に8項目の要望にしております。この中には、NHKがインターネット活用業務実施基準を策定され、その中に盛り込んでいただいたものもございますが、まだ実現していない項目もございます。

昨年の改正放送法関連のパブリックコメントでも、業務のスリム化や受信料水準の引き下げは、いまだ 手つかずと指摘しておりますので、これら実現していない項目を着実に形にしていただけることを希望い たします。

【稲葉幹事】

まず基本的な考え方からです。NHK改革の大前提は、子会社などを含めたグループ全体を対象に、「業務・受信料・ガバナンス」の三位一体改革を不可分で進めることです。具体的には、公共放送が担うべき業務範囲を明確化すると同時に、それを担うに足る公平で効率的な受信料の体系や水準を策定し、結果生じる余剰分を値下げ等の形で、視聴者・国民に還元することです。

放送法の趣旨にのっとって、NHKの自主自律、とりわけ番組の制作・編集・編成における自主自律が尊重されるべきことは言うまでもありません。NHKという特殊法人は、税金に極めて近い性格を有する受信料で成り立っております。このことを考えれば、NHKグループが「公共放送」としてふさわしい運営がなされているか否かを検証することは当然であり、NHKはその設立趣旨にかなう分野に経営資源と業務を集中するべきであると考えます。

この10年間、NHKは、衆参両院の決議で、歴代総務大臣からガバナンス強化を求められてきたにもかかわらず、子会社と一体になり、公共放送としての役割を逸脱した業務、例えばイベントの企画・運営や商品の通販などを行ってまいりました。

また、NHKは総括原価方式を取っているため、収入とコストが比例関係になりやすく、自主的に事業規模の見直し、コスト削減に取り組み難いことも考慮する必要があると思います。NHK内部での検討状況を見る限り、自助努力に任せていては、三位一体改革が進まないのではないかというおそれが多分にあります。

本分科会で三位一体改革の具体案を議論すると整理したことには合理性があると考えます。NHKは、この夏にも予定されている中期経営計画策定前に、業務範囲と受信料水準についての基本的な考え方を具体的に示し、本分科会で、国民・視聴者の視点に立って、三位一体改革を具体化する議論を進めるよう期待するものです。

業務全般についてです。大前提として、NHKは、報道を中心とした国民の安心・安全の確保に寄与する分野や放送技術の革新など、NHK設立と受信料制度の本旨にかなう分野に経営資源と業務を集中するべきです。

子会社はそれをサポートする業務に徹するべきで、民間放送事業者やほかのメディア・事業者等が公正な競争をしている市場に進出することは、厳に慎むべきです。

インターネットでのニュース配信に関しても、既に民間によって市場が形成されており、受信料を財源とするNHKが参入すること自体が市場をゆがめます。NHKのインターネット活用事業は、あくまでも「放送の補完」であり、抑制的にて運用されるべきだと考えます。

受信料は、公共放送としてふさわしい業務にこそ支出されるべきです。公共放送であるNHKが担うべき業務範囲を規定し、子会社を含め、その事業運営を抑制的に行う新たな仕組みの構築が必要です。NHKの自主自律を尊重すれば、NHKは、その業務範囲について、拡大解釈を行いにくい指標を自ら策定するべきです。

分科会では、番組制作費が増加した詳細な理由や子会社の事業・取引実態について検証した上で、NHKが策定する指標の原案を示していただきたいと思います。NHKには、策定した指標を総務省に報告するとともに公表し、毎年度の決算時に経営委員会・監査委員会がその評価を行い、公表する仕組みを構築することも求めたいです。

2番目に受信料についてです。2017年12月に最高裁が受信料制度を合憲と判断したことを受け、 18年度末の契約率が82%に達し、さらに収納率が上昇していることを考えますと、「特殊な負担金」と された受信料の性格はより「税金」に近づいていると考えられます。

日本の受信料制度は受信機の設置にひもづいて契約義務が生じますが、支払い義務が明文化されていない影響もあり、受信料を支払わずに視聴する「フリーライダー」の存在や、集合住宅などで契約の意図がないのに衛星放送を受信してしまう「受動受信」などの問題点が指摘されているようです。分科会では、まずはこうした当面の課題を洗い出すとともに、解決に向けて取り得る施策を検討することを求めたいと思います。

さらに議論してほしいことは、地上と衛星の「2階建て受信料」制度の見直し、また、受信料水準引き下げの具体案の2点です。前者については、総括原価方式を取っているにもかかわらず、地上放送と衛星放送の受信料がほぼ同額であることに対し、制度上の問題点を指摘する声が根強くあることを踏まえ、両者の一本化を含めて議論してほしいと考えます。後者については、前項で指摘した業務範囲の見直しで削減できる費用を算出した上で、契約率・収納率の向上と営業費用の削減の具体案を検討し、併せて具体的な受信料水準を国民・視聴者に提示してほしいと思います。

最後に、子会社からNHKへの配当方針は、20年度から「NHK関連団体運営基準」の新ルールが適用されていますが、履行状況、とりわけ3項の「特例的な配当」を実施する場合は、「関連団体の維持・発

展に必要な内部留保を除いた」という部分が過大に見積もられないよう、経営委員会・監査委員会が適切に管理監督し、公表すべきだと考えます。

【林構成員】

民放連様に一点質問がございます。細かいところで恐縮に存じますが、スライド6頁のNHKの「事業の経営上、問題と考えられる業務の例」として、会員社から寄せられている事例として、「国際的スポーツ大会や音楽イベント等の放送権獲得交渉において、豊富な受信料を財源とするNHKが民放事業者と競合するのは、公平とは言えないのではないか」というご指摘ですが、オリンピックやサッカーのワールドカップのような大規模国民的イベントでは、民放とNHKとで、いわゆる「コンソーシアム」方式を組んで、NHKと民放事業者とが協力・協調しながら権料交渉を行っているとも承知しているのですが、その意味では、NHKとしても、いわゆる民業圧迫にならないようにそれなりに配慮・努力はしておられると思うのですが、現状、それでもまだ不十分だというご認識でしょうか。

【永原専務理事】

オリンピックやワールドカップはジャパンコンソーシアムで、JCを組んでやっていることは御指摘のとおりですが、それ以外のスポーツ大会等は、個社の事業領域です。会員社には有料放送事業者がおり、そうした社からの意見を一例として掲載したものです。これだけをもって、スポーツイベント等々の全てに関する意見ではないと御理解頂ければと思います。

【新美構成員】

NHKに対しては報道を中心にしてほしいとの話だが、文字と映像という違いはあるが、NHKが録画やネットで記事を配信するようになると、競合部分が多くなるのですが、すみ分けのアイデアないしは今後の方向として、お考えがおありならば、お教えいただきたいです。

【稲葉幹事】

今ここで付言できるような具体的なアイデアはございません。お答えするには、新聞協会として議論が必要ですので今日は控えさせていただきますが、方向的にNHKの存在理由は、受信料でやるべきなのか、放送法の趣旨にのっとった正しい業務なのかという議論からお願いしたいというものです。

(3) 高市総務大臣挨拶

閉会に際し、高市総務大臣より次のとおり挨拶が行われた。

【高市総務大臣】

皆様、こんにちは。構成員の先生方、またNHK、日本民間放送連盟、日本新聞協会の皆様、本日は御 多用の中、この分科会の第2回会合に参加を頂きまして、ありがとうございます。また、感染拡大防止の ために、ウェブ開催に御協力を頂きましたことにも感謝を申し上げます。

先ほど持ち回り閣議があり、その後の記者会見がありましたので、途中参加となりましたけれども、資料を拝見させていただくとともに、御意見も拝聴いたしました。NHKからは、三位一体改革について現状と考え方を御説明いただき、民放連と新聞協会の皆様からは、NHKに対する希望や要望について様々な御意見を頂戴しました。

前回も申し上げましたが、三位一体改革を検討するに当たりましては、NHKが国民・視聴者の皆様の 受信料で支えられていること、NHKが公共放送としての役割を果たしているかについて、大変厳しい視 線が注がれていることを踏まえた検討が必要だと思っております。

NHKからは、業務改革の推進や子会社等の在り方を検討していること、事業規模や支出の管理の具体的考え方を中期経営計画に盛り込みたいと考えていることについて、御説明がございました。

業務全般については、NHKらしさを追求する観点から、経営指標の見直しについて御説明を頂きましたが、NHKとして、真に必要な業務は何かとの観点から、衛星波の削減に向けたスケジュールの具体化や事業支出と受信料水準の関係の明確化などについて、より一層具体化されることを期待申し上げます。

費用につきましては、営業経費、とりわけ未契約の方々への訪問経費が多額であることが課題という認識を示していただいておりますが、現在の制度の中での効率化についても、引き続き検討していただきたいと存じます。

民放連や新聞協会からは、子会社も含めたNHKの業務に対する競争上の懸念や、また、動画配信サービスの料金水準を踏まえた受信料の体系・水準の見直しへの期待が表明されておりますので、これらについて、NHKにおいては真摯にお受け止めいただきたいと存じます。

構成員の先生方におかれましては、中期経営計画への反映を見据えて、ここで示されている課題について、検討を一層加速化していただきますようにお願い申し上げます。以上です。ありがとうございました。